

社会福祉法人青空福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青空福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条、第22条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに顧問（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 顧問以外の役員等が、業務を行った場合、業務に応じた報酬等を支給することとし、非常勤役員等については、賞与及び退職手当は支給しない。

2 顧問が、定款24条第2項に定める職務を行った場合には、別表第1に定める費用弁償を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等は毎月初日から末日までの分を翌月の10日に支給する。

但し、支給日が日曜日、休日又は土曜日のときは、繰り上げて支給する

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に参加した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

(1)評議員		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
評議員会への出席	3,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	報酬無し	2,000円
(2)理事長		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
理事会・評議員会等への出席	3,000円	2,000円
対外的な公的会議・行事等で法人を代表して出席する場合で、他より報酬・費用弁償が支給されない会議・行事等への出席	3,000円	費用弁償無し
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	費用弁償無し
(3)業務執行理事		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
理事会・評議員会等への出席	3,000円	2,000円
理事長の命を受け、対外的な公的会議・行事等に出席する場合で、他より報酬・費用弁償が支給されない会議・行事等への出席	3,000円	費用弁償無し
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	報酬無し	2,000円
(4)理事		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
理事会等会議への出席	3,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	報酬無し	2,000円
(5)監事		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
理事会・評議員会への出席	3,000円	2,000円
監事監査等への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	報酬無し	2,000円
(6)顧問		
業務内容	報酬日額	費用弁償額 (日額)
理事会への出席	報酬無し	2,000円
理事長の相談に応じるための出勤		
上記の他、理事長の命による法人及び施設業務のための出勤		
(7)その他 (費用弁償の重複支給の調整)		
<p>同日に開催された理事会と評議員会への出席並びに前記の会議と法人及び施設業務のための出勤が引き続き行われた場合には、上記(1)から(6)のいずれの者も、費用弁償は1業務分のみの支給とする。この場合は、それぞれの業務(職務)の会議を優先して支給するものとする。</p>		